



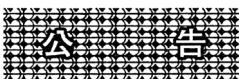
長野県報

1月26日(月)
令和8年
(2026年)
号外

目次

告示

政見放送及び経歴放送実施規程に基づく衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数(選挙管理委員会)	1
衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日(選挙管理委員会)	1



選告示第1号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

令和8年1月26日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一

区分	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
届出候補者の数が1人又は2人の候補者届出政党	長野朝日放送株式会社	1	信越放送株式会社	1
届出候補者の数が3人から5人までの候補者届出政党	長野朝日放送株式会社 株式会社テレビ信州	1 1	信越放送株式会社	1

選挙管理委員会

選告示第2号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日は、令和8年1月26日(年齢については、令和8年2月8日)とします。

令和8年1月26日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一

選挙管理委員会